

歯科点数表の解釈

平成 30 年 4 月版 6月発刊予定

定価 本体 4,500 円+税 / B5判約 1,200 頁
ISBN978-4-7894-1806-5 C3047 ¥4500E

商品 No.1216

歯科点数表の解釈

30.4
平成30年4月版

社団法人 日本歯科医師会

歯科診療報酬の算定・請求に必要な情報を徹底網羅

- 歯科の診療報酬の算定・請求に必要な情報を、実務上活用しやすいよう編集し、法令上の根拠とともに示しています。
- 各審査機関にも長年使用されており、高い信頼性を誇ります。

本書の構成（平成28年4月版の例）

歯科点数表編	歯科診療報酬点数表・疑義解釈資料（施設基準関連等、点数表内掲載になじまないQ&Aを一覧掲載） ※このほか、関係する医科診療報酬点数表に加え、各種計画書や情報提供に係る様式などを掲載。さらに、特定保険医療材料（歯科材料）・入院時食事療養等に関する告示・通知も掲載
診療方針に関する法令編	療養担当規則・施設基準・医療保険との調整など、点数表とは別に定められている重要な決まりことも、もちろん網羅。電子請求関連・レセプトの記載要領を含め、請求・審査に必要な告示・通知等を体系的に収録
診療に関するガイドライン編	点数表の通知において参考することとされているガイドラインなど、実地診療上直接関係深い事項を採択し、分類して掲載

左欄には歯科点数表告示等を原文の流れにそって掲載。右欄には、左欄に対応する点数表告示以外の告示や通知、事務連絡（疑義解釈）等を適宜掲載

本書の構成（平成28年4月版の例）

28 第1章 基本 歯科（再診料）

区分 A002 再診料

1 歯科再診料 45点
2 地域歯科診療支援機関歯科再診料 72点

注1 1については、保険医療機関において再診を行った場合に算定する。

注2 2については、区分番号A000に定める加算料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出した病院である保険医療機関において、再診を行った場合（注1）の1の割合に算定する。

4 新しく歯科診療が実施される者に対して再診を行った場合は、17.5を所定点数に加算する。

疑義解釈資料については、右欄の項目の頭に■印を付した上で、書体を変えて掲載（施設基準等に関連する「事務連絡」については、「歯科診療報酬等」の疑義解釈資料点数表の後ろにまとめて別掲）

2902 第12節 歯冠修復及び欠損補綴

1 により歯冠修復を行った場合は所定点数により算定する。ただし、歯科の保険医療機関又は歯科診療施設の医療機関の医師との協働などで、診療情報提供書（診療情報提供書の様式1-準7のもの）に基づき場合に異なる。

(4) 歯冠用素材化ポリオキシネン樹脂を用いて歯冠形成用樹脂（前用型）とともに増成形を行った場合は、被覆（シジシシ）を1つにより算定する。

(5) 2にかなわず、後継永久歯が天然歯に欠如した場合は、歯冠形成用樹脂を1つにより算定する。

(GAD) 歯冠用材料（1歯につき） 382点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出した保険医療機関において、歯冠修復物の設置

(CAD/CAM) 歯冠用材料との差別性を考慮し、作業時間別（レールフリー）とした上、歯科の保険医療機関の医師との協働の上で、診療情報提供書に基づき場合に異なる。

(3) CAD/CAMを用いて歯冠を製作する場合、次により算定する。

① 歯冠形成 歯冠形成の場合は、区分番号M001（歯冠形成）及び区分番号M002（歯冠形成）の「1」の非金属材料に「1」の加算を、失活歯の場合は区分番号M003（歯冠形成）の「2」の非金属材料及び区分番号M004（歯冠形成）の「3」の金属材料に算定する。

② 印象取得を行った場合は、次により算定する。区分番号M003に定める印象取得料を1つより算定する。

③ 歯冠形成の印象取得料を1つより算定する。区分番号M005に掲げる著者の「1」歯冠形成の印象取得料を1つより算定する。

④ 特定保険医療材料は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出した保険医療機関において、再診を行った場合（注1）の1の割合に算定する。

(CAD/CAM)の歯冠用材料については、右欄の項目の頭に■印を付した上で、書体を変えて掲載（施設基準等に関連する「事務連絡」については、「歯科診療報酬等」の疑義解釈資料点数表の後ろにまとめて別掲）

■CAD/CAMに関する事務連絡

問 保険医療機関が、医療機器としてCAD/CAMを設置しているA歯科理工学及び医療機器としてCAD/CAMを設置しているB歯科理工学において診療を行っている場合、当該施設に業務委託を行っているものと見なす。

答 そのとおり。この場合は、届出済みのAにBを併せて設置している歯科理工学及びCAD/CAMを併せて設置している歯科理工学がそれぞれ定める施設基準（例：①歯科理工学（CAD/CAM）並びに当該施設に係る歯科理工学を定める施設基準）（平成28年3月厚生労働省告示第63号）の第3条の二の「一の②」を要する。

（平成28年3月厚生労働省告示第63号）

問 互換性用型または歯科用CAD/CAM装置とは、CAD/CAM用材料用装置の定義と追加加工プログラムの改訂版（平成28年11月、電算機部のCAD/CAM用材料用装置）

出典が分かるよう、発号番号を併記。いわゆる点数表にかかる留意事項通知については■の記号により表示

医科点数表告示及びその解釈通知を掲載する場合は、【**編注**】あるいは【**医科**】と明示して掲載。また、【 】内に歯科点数表の参照部分を記載

参照箇所の案内など編集上挿入したものについては、右欄項目の頭に○印を付して掲載